



柏市第三次情報化基本計画



ICTで「まちづくり」をサポート

平成20年9月

柏市

はじめに

近年のICT（情報通信技術）の著しい進歩は、経済活動はもとより、市民生活全般に大きな影響を与え、時間や場所を超えた情報の受発信が可能となる高度情報ネットワーク社会が展開されています。

世界最高水準の「電子政府」の実現を目指して政府が取り組んだ「e-Japan戦略」に対応し、2003年5月に策定した「第二次柏市情報化基本計画」では、地域公共ネットワーク整備、公共施設への予約端末設置、電子入札の導入など、情報基盤整備に向けた様々な取り組みを実施しました。

このように本市では、福祉・教育・防災など様々な分野で情報システムを駆使し、市民サービスの一層の向上に努めるとともに、多様なメディアを活用した情報交流を通じて、産業活動の振興やコミュニティ活動の活性化など、豊かで快適な市民生活の実現に努めているところです。

さらに政府は、平成18年に「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を理念とする「IT新改革戦略」を発表し、平成22年度にはITによる改革を完成し、我が国は持続的発展が可能な自律的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のIT社会に変貌する」ことが宣言しました。

本市においても、これまで築いてきた情報基盤を活かし、中核市としてICTを駆使した行財政改革を一層推進し、効果的・効率的な行政運営に努め、本市が将来都市像として掲げる「みんなでつくる、安心、希望、支え合いのまち 柏」へ、確実な歩みを進めるため、ここに「第三次柏市情報化基本計画」を策定いたしました。

ITとICT

日本では、IT (information technology) という用語が一般的に用いられてきましたが、最近では国際的にICT (Information and Communication Technology) が用いられるようになりました。本計画においても、情報技術とともに、伝える技術の重要性を考え、従来のe-japan戦略などITと表記されているものはそのまま、それ以外はICTを用います。

目 次

第 1 章 基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第 2 章 情報化の動向について

- 1 国における I C T 戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 千葉県における I C T 戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 情報通信の利用動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 社会環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第 3 章 主な成果と課題

- 1 柏市における情報化の取組み
 - (1) 柏市の情報化の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (2) 前情報化基本計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 柏市における情報化の現状と市民ニーズ
 - (1) 市民意識調査から・・・・・・・・・・・・・・・・12
 - (2) 情報化基本計画アンケートから・・・・・・・・12
- 3 情報化推進の前提条件
 - (1) 簡素で効率的な行政情報化・・・・・・・・13
 - (2) 情報化への不安，情報セキュリティへの対応・・・・・・・・13
 - (3) デジタルデバイドの解消・・・・・・・・13
 - (4) 利用しやすい情報化・・・・・・・・14
 - (5) 便利な行政・・・・・・・・14
 - (6) 暮らしの「安全・安心」・・・・・・・・14
- 4 柏市が描く都市像と情報化・・・・・・・・14

第 4 章 情報化推進にあたって

- 1 3つの基本方針
 - (1) 住みやすさを支える情報化・・・・・・・・15
 - (2) 市民協働を支える情報化・・・・・・・・15
 - (3) 効率的な行政を支える情報化・・・・・・・・15
- 2 7つの視点
 - (1) 市民が I C T の恩恵を享受できる社会の実現・・・・・・・・16
 - (2) 合併～中核市に対応した行政サービスの提供・・・・・・・・16
 - (3) 利用者・生活者視線・・・・・・・・16
 - (4) 業務プロセスの見直し・・・・・・・・16
 - (5) 費用対効果の重視・・・・・・・・17
 - (6) 情報システムの安全性・信頼性の確保・・・・・・・・17

(7) グリーン I C T の推進	17
第 5 章 施策の体系と取組みの道標 (みちしるべ)	
1 住みやすさを支える情報化	
(1) 行政手続きのオンライン化の推進及び利用促進	18
(2) 保健・医療・福祉分野の情報化の充実	18
(3) I C T を活用した安心, 希望, 支え合いのまちづくり	19
(4) 教育分野における情報化の充実	19
(5) 地域情報の利活用	20
(6) 情報格差の解消	20
2 市民協働を支える情報化	
(1) 市民活動における I C T 活用支援	21
(2) 市民と行政のコミュニケーションの推進	22
(3) 分かりやすい情報化の推進と行政の透明性拡大	22
3 効率的な行政を支える情報化	
(1) 行政情報システムの活用・推進	23
(2) I C T を活用した行財政改革の推進	23
第 6 章 計画の推進に向けて	
1 電子自治体推進のための体制整備	
(1) 情報化推進体制	25
(2) 計画の進行管理	25
2 電子自治体の中核を担う人材育成	
(1) 職員の情報リテラシーの向上	26
(2) I C T 専門人材の育成と確保	26
3 情報化の総合的な調整	
(1) 情報システム調達の標準化・基準づくり	26
(2) 情報システムの全体的最適化への取組み	26
(3) 標準化技術を利用した情報基盤づくり	27
4 情報セキュリティ対策の強化	
(1) 個人情報 の 適正な取扱い	28
(2) 情報セキュリティ対策の徹底	28
(3) 事業継続計画 (B C P) の策定	29
資料	
I 用語集	30
II 市民意識調査	36
III 情報化基本計画アンケート	37
IV 情報化基本計画策定プロジェクトチーム	41

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と目的

我が国は高度情報通信ネットワーク社会形成基本法※—いわゆる I T※基本法の施行から7年が経過し、この間の官民挙げての積極的な取り組みにより、「世界最先端の I T 国家」になりました。

最近では、インターネット利用料金が「世界一安い」といわれるほどの低価格化・定額化が進み、情報通信機器の低価格化もあいまって、ブロードバンド※や携帯電話によるインターネット利用率が著しく伸びてきました。インターネット回線に占めるブロードバンドの割合は6割を超えており、携帯電話などの移動端末によるインターネット利用者が、平成18年度にはパソコンからの利用者数を上回るなど、モバイル※化も進展しています。

このような状況の下、本市では第四次総合計画の中期基本計画において、情報化の目標を「人と人がつながり、新たな創造が生まれる街」として取り組んでいます。平成15年には柏市第二次情報化基本計画を策定し、多様化する市民ニーズに対応してきました。

しかし、この計画の策定から5年が経過しており、この間には旧沼南町との合併をはじめ、つくばエクスプレスの開通、集中改革プランの策定、中核市※への移行と、本市の状況も大きく変化し、また、行財政改革を背景とした内部事務効率化の推進、情報通信基盤の格差是正、市民ニーズを反映した I C T 利用の拡大など、新たな課題に対応する必要性が生じてきています。

このため、柏市における現状と課題を踏まえ、上位計画の都市像の実現を「情報化」という側面から支援するため、今後の基本的な情報化の方向性を明らかにした「柏市第三次情報化基本計画」を策定しました。この計画に沿って、I C T を市民の視点に立って利活用することにより、「みんなで作る 安心、希望、支え合いのまち 柏」の実現のため、地域の情報化に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

情報化基本計画は、e-japan※戦略に代表される国のIT政策や、県の情報化施策などとの整合性を図りながら、柏市第四次総合計画の都市像に掲げる施策・事業を情報施策面から支援するための基本計画として位置付けます。

柏市第四次総合計画

みんなで作る 安心、希望、支え合いのまち 柏



サポート

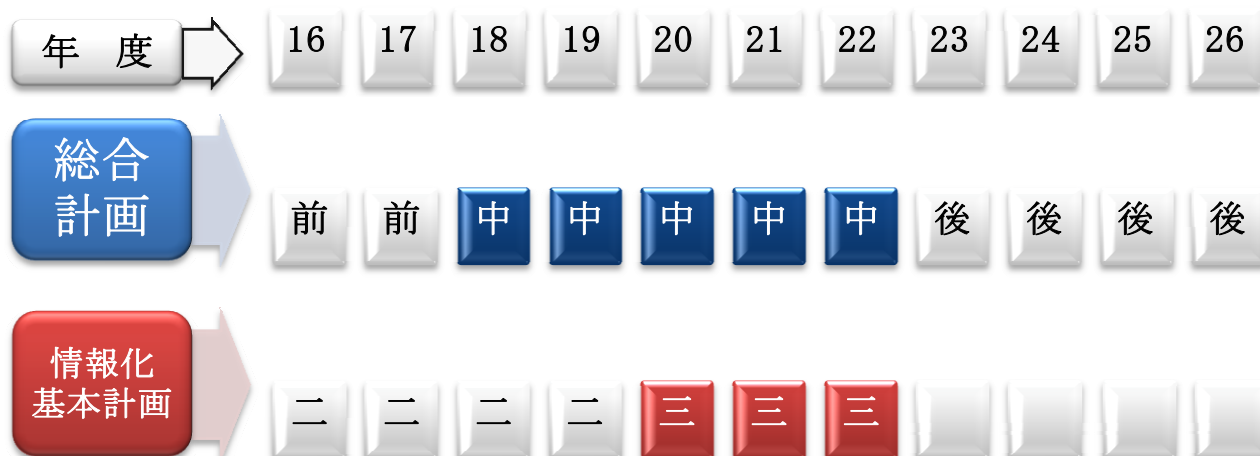
柏市第三次情報化基本計画

3 計画の期間

計画期間は、平成20年度から平成22年度までの3か年とします。

ただし、具体的な事業内容については、国の政策や情報通信技術の動向を踏まえ、状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

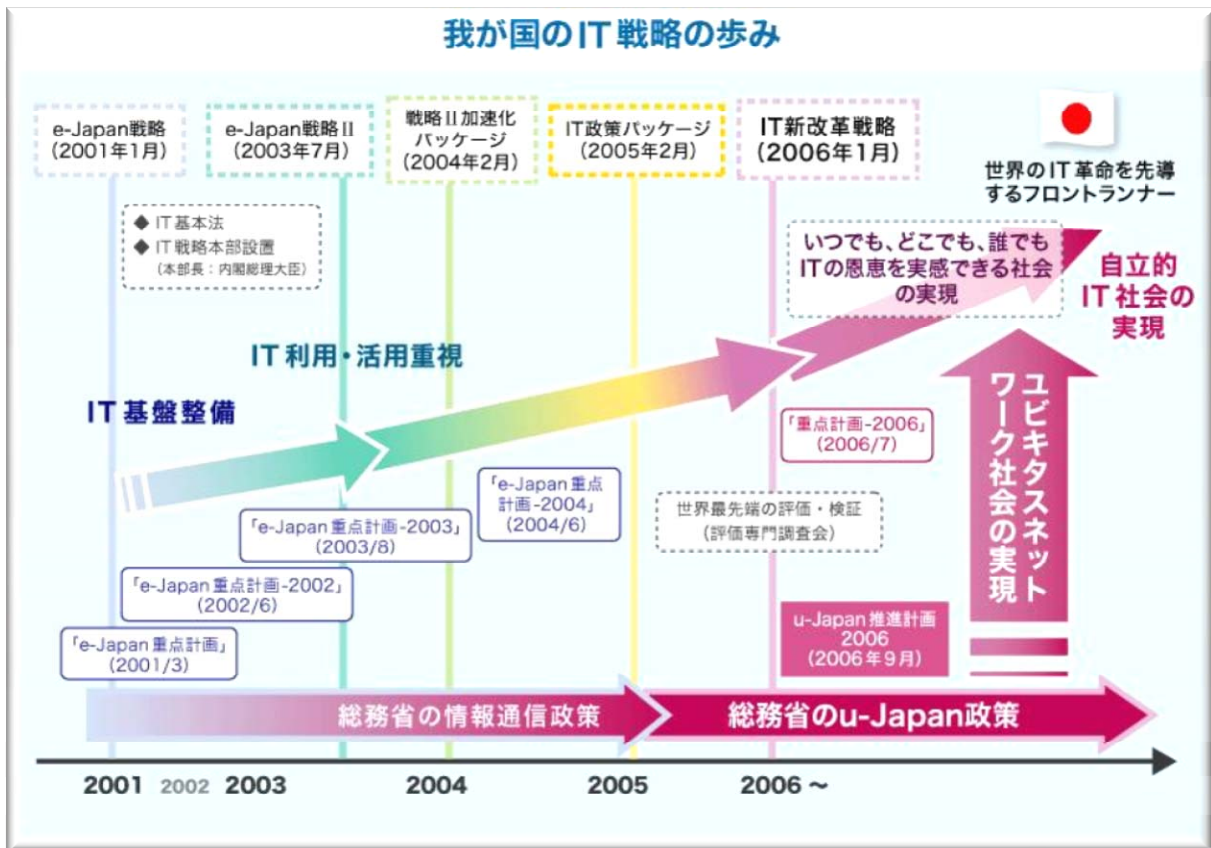
計画期間



第2章 情報化の動向について

1 国におけるICT戦略

国は平成13年からIT基本法に基づき各種戦略、計画を策定し、日本を世界最先端のIT国家とするための様々な施策に取り組んできました。当初の「e-Japan戦略」では「インフラ※整備」に、平成15年策定の「e-Japan戦略II※」からは「ITの利活用」に重点が置かれ、そして平成18年1月に策定された「IT新改革戦略※」では、ITの持つ問題解決能力に着目し、「ITによる構造改革」を重点政策としています。



出所：総務省 u-japan 戦略

さらに、平成19年3月に「新電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体※の基盤整備は着実に進展しているものの、他方で多くの課題が発生しており、また、地方分権改革の加速、地方公共団体の厳しい財政状況、地域の社会的問題の増大など、地方公共団体を取り巻く環境の変化に対応すべく、今後の電子自治体推進の方向性を提示しています。

2 千葉県におけるICT戦略

千葉県は、こうした国の方針や社会の動向を受け、平成19年3月に、「ちばIT利活用推進プラン(2007~2009)」を策定しました。

これは、県民ニーズの多様化に伴い県行政情報のホームページ※などによる適時の公開やITを活用した電子県庁の推進、行政運営の効率化など今後のITの利活用に積極的に取り組み、「ITが身近に感じられる社会の実現」を目指して県が取り組むべき課題と方向性を示したものです。

具体的には、次の(1)から(4)の柱に沿って、各分野における主な事業を展開していく予定です。

(1) IT活用による安全・安心な社会を目指して

医療の質の向上をはじめ、災害時にも安心できる防災体制の確立や環境保全・自然保護においてITの利活用による安全・安心な社会を目指します。

(2) IT利活用を支える人づくり

IT化のメリットを享受できる社会を実現するために、次世代を担う児童・生徒はもとより、教職員や地域住民のIT利活用能力向上のための学習機会の提供や情報発信の充実に取り組みます。

(3) IT利活用による活力ある地域振興を目指して

平成18年6月に策定した「千葉県新産業振興戦略」に基づき、引き続き企業のIT利活用の推進、産学官の連携を活かしたITによる新事業の創造を支援していきます。

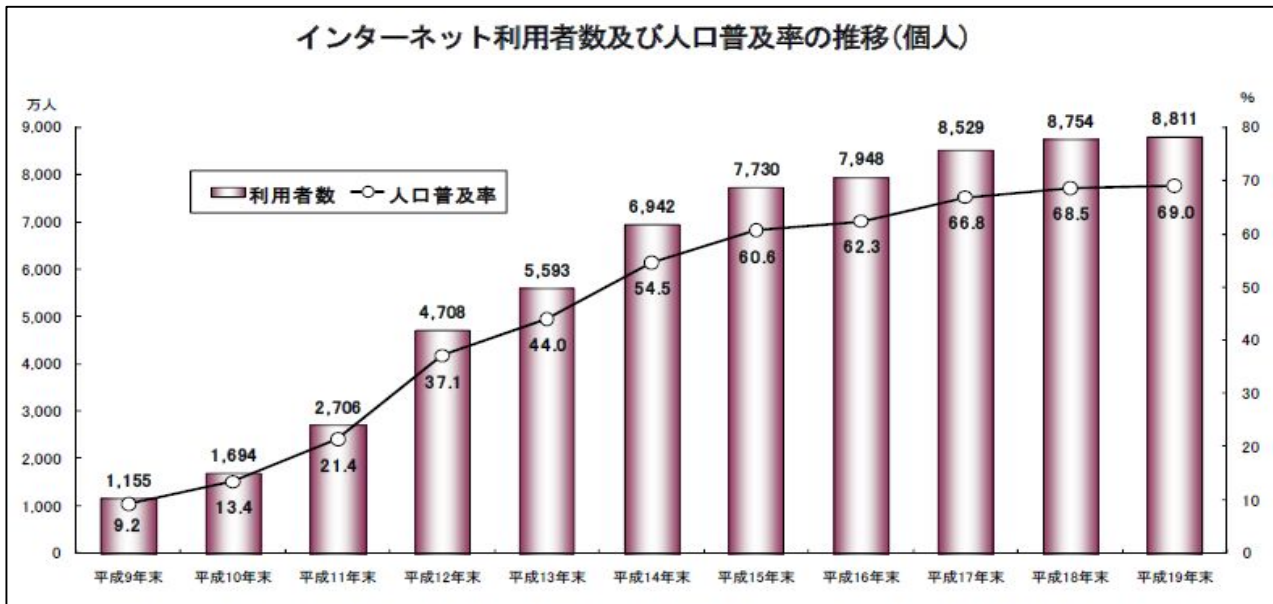
(4) 電子自治体の推進

電子自治体の構築を推進するために、電子入札の適用範囲の拡大及び総合文書管理システムの導入により、行政サービスの向上と行政事務の一層の効率化を図ります。

3 情報通信の利用動向

平成19年度通信利用動向調査(総務省)によると、過去1年間にインターネットを利用したことがある人は推計8,811万人に達し、前年から57万人増(0.7%増)と、微増ながら引き続き増加しています。それに伴い、人口普及率も推計69.0%となっています。

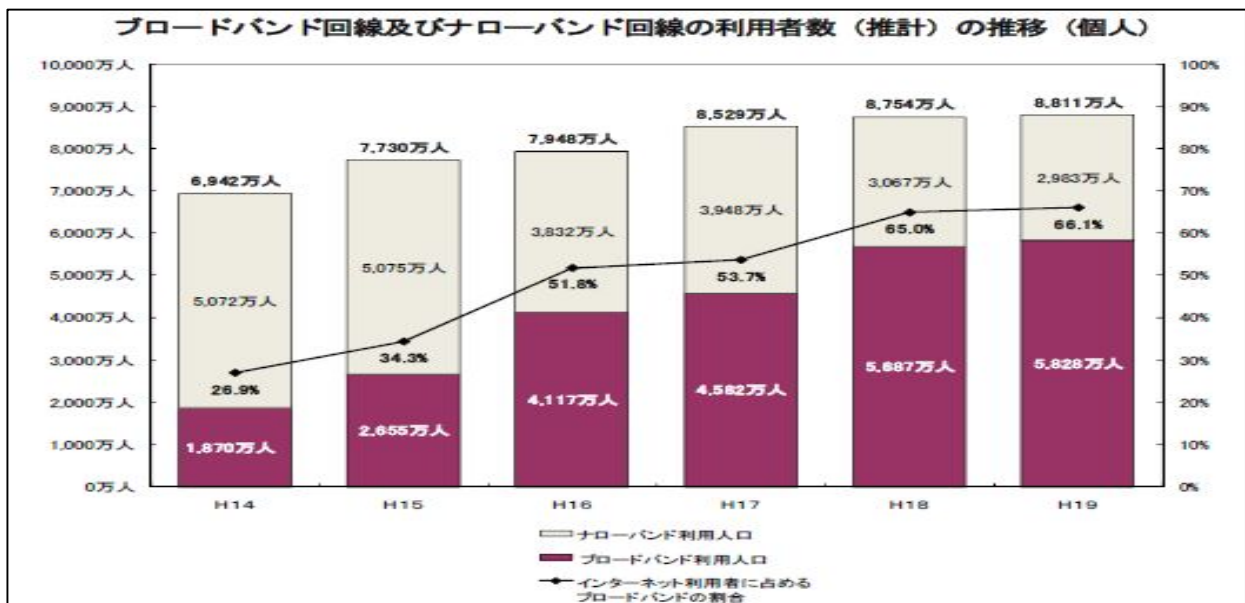
インターネット利用者数及び人口普及率の推移(個人)



出所：総務省「平成19年通信利用動向調査」

この5年間で、インターネットや携帯電話は、これまでの家電製品・サービスに比べ類のないスピードで普及し、もはや市民生活の必需品として定着した感があります。さらにインターネットのブロードバンド化(高速・大容量回線)や、携帯電話の高機能化により、その環境を活かした様々なビジネスが生まれ、市民の予想を超えて利活用の場が広まっています。今後は、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」使える「ユビキタスネットワーク※社会」の実現により、市民生活はより便利に、そして豊かになっていくと思われま。

ブロードバンド回線及びナローバンド回線の利用者数(推計)の推移(個人)



出所：総務省「平成19年通信利用動向調査」

u-Japan(2010年に実現する次世代ICT社会)構想

■ u-Japan(ユビキタスネット・ジャパン) 「u」は「ユビキタス」(「至る所にある」の意)の略。また「どこでも誰でも」という「ユニバーサル」の「u」にもつながるもの。

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに簡単につながる社会
年金や介護を受ける方が、ICTで元気に活動して納税者になるなど全く新しい未来の日本像

今、e-Japanの目標達成は目前
しかし、u-Japan実現の課題は多い

u-Japan 政策パッケージ

2010年 u-Japanの実現



出所：総務省 u-japan 政策

その一方で、情報の漏えいや改ざん、不正アクセス※、コンピュータウイルス※などの被害や犯罪も多くなり、社会的に情報セキュリティ※に対する関心が高まっています。

4 社会環境の変化

(1) グローバル化の進展

グローバル化・情報化の進展は、個人の暮らしや社会全体を大きく変えつつあります。グローバル化・情報化の進展の中で、世界的規模で経済の一体化が進み、企業活動はボーダーレス化し、国際的相互依存関係を深めています。特に本市でも、平成20年3月に柏の葉国際キャンパスタウン構想（公民学連携による国際学術研究都市・次世代環境都市）を発表するなど、ますます諸外国との交流が深まり、経済のみならず、文化・教育・学術・研究など多くの分野で、地域や市民レベルのグローバル化・国際化が進んでいくものと思われます。

そのような中、地球規模で時間と距離を短縮するインターネットの普及は情報の価値を飛躍的に増大させました。行政としても、市民・

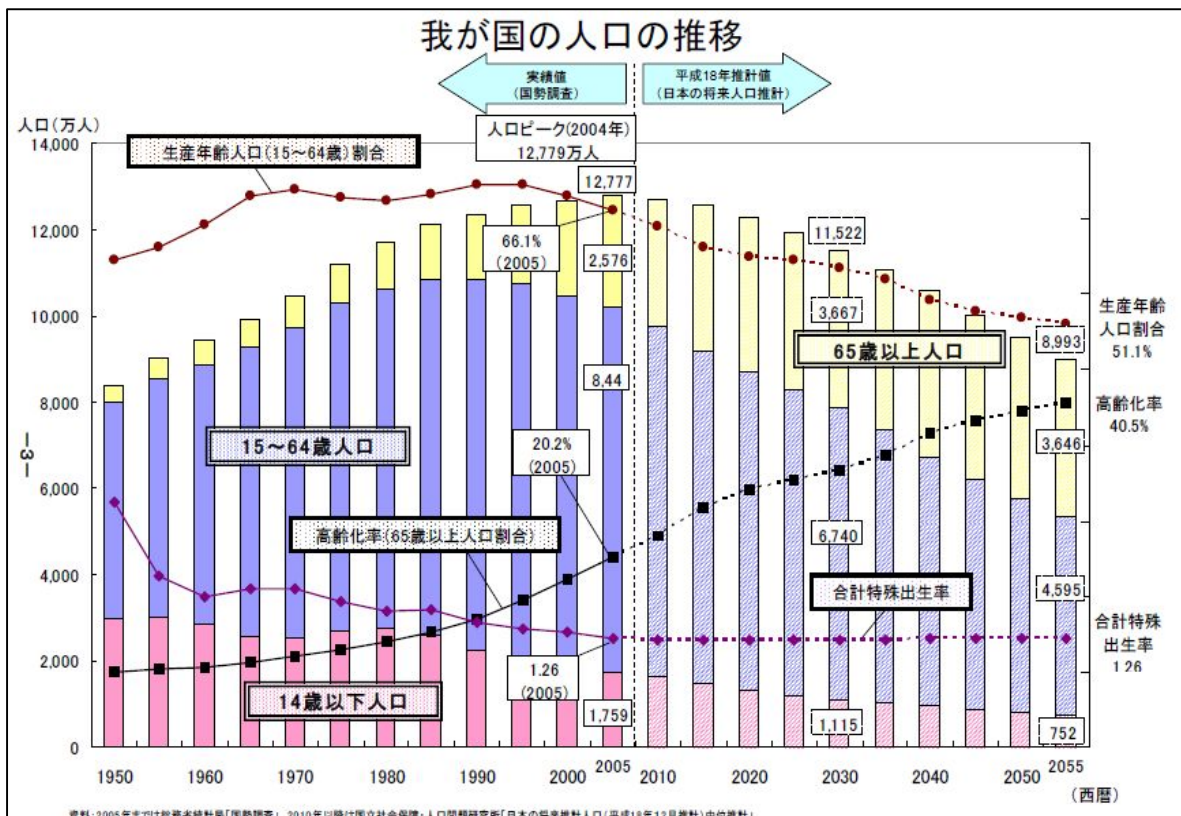
企業が情報を気軽に・快適に使える環境を整え、多様なコミュニケーションの支援を行い、グローバル化への対応をしていく必要があります。

(2) 少子・高齢化の進展

現状のままでは、半世紀後の日本の人口は、9千万人を割り込むところまで減少することは避けられない状況となっています。また、2015年（平成27年）には日本の高齢化率は26.9%程度となり、半世紀後には40.5%程度と推測され、世界に類のない超高齢社会が現実のものとなっています。

この、少子・超高齢時代への対応として、一つには80%以上は元気だと言われる高齢者を、福祉の対象ではなく地域活性化の担い手としてとらえるということが考えられます。

定年を迎えつつある団塊の世代をはじめ、年齢、性別を問わず幅広く市民各層の自立や社会参加を支援するとともに、市民の学習活動、趣味のグループ活動、ボランティア活動の支援をしていく必要があります。



出所：厚生労働省 社会保障審議会人口部会資料

一方、福祉の視点での対応も必要です。高齢者の様子をテレビ電話など双方向※性の通信機器を使って確認したり、検診データを電送したりすることによって、在宅サービスの充実を図ることができます。ま

た、テレビ電話は相手の姿を見ながら会話することから、認知症や寝たきりの予防効果があるとの報告もあります。

また、少子化への対応として仕事と子育てが両立可能な環境整備を図っていく必要があります。そのための一つの対応策として、情報ネットワークをうまく活用し育児をしながらでも仕事ができるSOHO（Small Office Home Office：小規模なオフィスや在宅で、パソコンなどの情報機器を使って仕事をする新しいワークスタイル）を普及させる取組みが各地で行われています。

(3) 分権型社会の進展

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行以来、市町村合併や権限委譲が進み、地方分権は実行段階に移り、国と地方との関係が、これまでの中央集権的な縦型の関係から、対等・協力を基本とする水平的な関係へと変わってきています。

様々な行政サービスなどについても地方の自己責任のもと、実情に応じた多様な選択が可能となり、地域の個性が問われる時代となってきました。

地域のことを地域自らが決め実行していく、そのプロセスの中で、行政主導ではなく、行政と市民・企業などが協働しながら地域づくりに取り組んでいく仕組みを作っていくことが重要です。そのためには、行政と市民や企業が同じ視線に立つことが必要であり、行政は的確な情報提供と市民・企業のニーズの把握をしていく必要があります。

基礎的自治体である市町村は、市民生活に身近なほとんどの行政サービスの担い手となります。これを実現するための財源について、地方交付税の改革、国庫補助金負担金の削減、国から地方への税源委譲を一体で行う、いわゆる三位一体の改革が進みつつあります。

さらに、まちづくりの目標、実現のための施策、その事務事業評価や市場化テストなどについても、インターネットをはじめとする様々なメディアを有効に活用しながら市民と情報を共有化し、計画、実施、評価の各段階において市民の理解・納得を得ながら協働を進めていく必要があります。

大きな時代の潮流である情報化の流れに乗り、地域社会の課題解決のため有効に活用していくことを考え、そのための情報通信の環境整備を行い、地域の情報システムを構築していくことは、これからの本市のまちづくりにおいて欠かせない、まさに、戦略的に取り組んでいくべき重要な課題ととらえています。

第3章 主な成果と課題

1 柏市における情報化の取組み

(1) 柏市の情報化の歩み

本市では、昭和42年度の固定資産税賦課に伴うバッチ処理を電算化の皮切りとして、基幹システムを中心に電算化を推進してきました。

以降、パソコンを始めとする情報処理機の小型化・高性能化・低価格化といった展開によって、メインフレームと呼ばれる大型汎用機※による処理からパソコンサーバ※による処理へと移行しつつあります。

最近では、別個に開発したデータベースやシステムを統合・共用するといった、全体的に最適化して無駄のない効率的なシステムを構築しようとする動きが生まれています。

昭和42年度	・固定資産税業務バッチ処理
昭和48年度	・住民記録バッチ処理
昭和54年度	・図書館業務オンラインシステム
昭和55年度	・選挙事務バッチ処理開始
昭和60年度	・住民記録業務オンラインシステム ・印鑑登録業務オンラインシステム ・財務会計業務オンラインシステム ・国民健康保険業務オンラインシステム
昭和62年度	・市税業務オンラインシステム
昭和63年度	・国民年金業務オンラインシステム
平成6年度	・外国人登録業務オンラインシステム
平成9年度	・戸籍事務オンラインシステム ・かしわシティネット（市ホームページ）開設
平成10年度	・福祉総合情報システム ・資産税地理情報システム

平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内情報ネットワーク整備（LINK） ・都市計画図デジタル化 ・介護保険業務システム
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣センター施設予約業務システム ・全小・中学校のWeb接続
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設予約システム ・柏市例規集をWeb公開 ・全小・中学校及び市立高校内LAN整備着手
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会会議録をWeb公開 ・図書館蔵書検索システム ・住民基本台帳ネットワーク一次稼働 ・男女共同参画ホームページ開設
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税過年度課税台帳をデジタル化 ・資産税名寄帳支援システム ・建築確認等データシステム ・住民基本台帳ネットワーク二次稼働 ・総合行政ネットワークシステムに接続（LGWAN） ・全小・中学校及び市立高校内LAN高速化
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システム ・収納員事務支援システム ・学齢簿システム ・新財務会計Webシステム
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会本会議映像庁内及びWeb上に一般公開 ・市税等コンビニ収納システム ・特別児童扶養手当システム
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システム ・地図情報庁内LANに公開 ・端末利用者管理システム ・課税資料ファイリングシステム ・国民健康保険滞納者管理システム
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地図情報をWeb上に一般公開 ・住民記録・印鑑登録・証明書発行システムを再構築 ・市民活動センターホームページ開設 ・特定健康診査等管理システム ・新設計積算システム

(2) 前情報化基本計画の実施状況

第二次情報化基本計画 具体的施策の実施状況

情報化計画の位置付け	項目	具体的施策	実施状況
協働社会をサポートする情報化	市政情報提供の充実	市政情報を柏市ホームページ上で公開するためのルール作成	実施
		市政情報の積極的提供(タイムリーで分かりやすい柏市ホームページ作成)	実施
		1課1ホームページ	検討中
		障害者の方や高齢者の方にとっても使いやすいホームページ	実施
		公共施設でホームページが閲覧できる仕組みづくり	検討中
	ニーズを的確に捉える市役所であるために	「市長へのメール」「市長への手紙」の意見をデータ化、集計・解析	実施
		庁内LANを活用した市民意見の集約	実施
		インターネットアンケート	変更
		インターネットモニター制度	中止
	各種アンケートを集計しやすい仕組みづくり	中止	
市民活動情報データベースのホームページ公開	柏市ホームページ上で、市民活動情報を公開	変更	
ホームページ立ち上げ支援事業	IT講習会によるホームページ開設講座	実施	
福祉情報システムの充実	町会・自治会・市民団体によるホームページ作成をNPOなどの人材団から支援	実施	
	福祉サービスの情報提供の仕組みづくり	検討中	
活力をサポートする情報化	学校インターネット回線の超高速化	市立小中等高等学校におけるインターネット回線高速化	実施
		市内LANの整備	市立小中学校における校内LAN整備
	教職員の情報技術の向上	市立小中学校の学校図書館の蔵書データベース化、ネットワーク化	実施
		オンラインによるIT教育支援(教職員用)	実施
		情報技術習得支援事業	実施
	スポーツ・文化事業の充実	教材用コンテンツの開発	実施
		文化芸術活動のホームページ作成	変更
		チケット等のインターネット受付	検討中
		スポーツに関連する団体とのホームページ上の接点づくり	実施
		本市が所有している美術作品(画像)のデータ化	実施
		図書館蔵書、文化財や市史、地域情報のデータベース化	一部実施
	情報リテラシーの向上を目指して	本市主催の文化・スポーツ情報の映像化	中止
		地域ITリーダー育成事業	中止
		IT技能講習向け機器の貸し出し援助	中止
	「地域情報の充実」の検討	地域ITリーダーが活躍する場の提供(既存社会資源の有効活用)	実施
中小企業関係者、農業関係者に対するIT講習		一部実施	
北部地域の情報化	地域情報サイトの設置	検討中	
住みやすさをサポートする情報化	生活に密着したホームページの充実	北部地域の情報化の検討	変更
		市民が受けられるサービスに関する情報提供の強化(保健福祉、子育て等に関する情報)	実施
		生活により身近な情報提供の強化(ごみの分別等に関する情報)	実施
	GISを活用した情報提供	安全に係わる情報や活動内容の提供の強化(消防・防災等に関する情報)	実施
		各種申請・届出のダウンロード	実施
	自然を身近に感じる情報化	GISの市民公開	実施
		環境マップの作成(GISの活用)	検討中
		気象情報のホームページ公開	中止
	住民基本台帳ネットワークシステム	ごみの排出抑制、リサイクルの知恵、ノウハウ等をホームページで公開	実施
		リサイクル情報に関する各種の情報を提供	変更
ICカード	住基ネットの第二次稼働	実施	
施設予約のインターネット化	ICカードの多目的利用の検討	検討中	
電子申請・電子申告の検討	施設予約のインターネット受付	実施	
	申請・申告の分類作業	実施	
電子入札	認証基盤の確立	実施	
	汎用受付システムの検討	実施	
行政IT運営に実現する情報化	総合行政ネットワークへの接続	総合行政ネットワークへの接続	実施
	庁内情報ネットワークの充実	高速回線の整備	実施
		パソコンの1人1台化	実施
		パソコン操作研修(情報リテラシーの向上、WEB研修等)	実施
	文書公開・情報公開システムの導入	セキュリティポリシーの策定	実施
	財務会計システムの再構築	文書管理・情報公開システムの導入	検討中
		財務会計システムの再構築	実施
	電子入札	電子入札システムの構築	実施
		登録業者のインターネット化	実施
	統合型GIS	統合型GISの整備(庁内利用)	実施
各課メールの導入	各課メールの導入	実施	
マルチペイメント	マルチペイメントネットワークの検討	一部実施	

2 柏市における情報化の現状と市民ニーズ

(1) 市民意識調査から（詳細はP 36 参照）

本市では、市民の市政に関する意向の把握のため、3年ごとに市民意識調査を実施しています。平成18年度に行ったこの調査の中で、情報化に関して2項目の質問を設定しました。

インターネットで行えると便利だと思いう手続として、「住民票などの各種証明書の手続」が最も多く6割となっています。以下、「支払に関する手続」(29.4%)、「国民健康保険や国民年金に関する手続」(29.4%)などの順で続いています。

また、日常生活で必要なすべての情報を得るために利用しているものについて聞いたところ、「新聞・広報紙・無料の情報誌など」、「テレビ」が9割前後と大多数の人が利用しています。「インターネット」、「携帯端末（携帯電話を含む）」は増加傾向にあり、平成15年度調査よりそれぞれ8~9ポイント増えていました。

(2) 情報化基本計画アンケートから（詳細はP 37 参照）

続いて平成19年12月に、市民が求める情報やサービスの内容、利用手段などを統計的に分析し、今後の情報化計画策定のため、情報化基本計画アンケートを実施しました。

①通信環境について

携帯電話やパソコンの所有やメールの利用などについてたずねたところ、携帯電話の所有状況は8割超と多数を占め、パソコンの所有状況は6割を上回っています。

②柏市からの情報提供について

日ごろ、柏市の事業や施策について、どの程度情報を得ているかたずねたところ、「十分に得ていると思う」、「ある程度得ていると思う」の両者を合わせた『得ている』は、ほぼ3割となっています。一方「あまり得ていないと思う」、「ほとんど得ていないと思う」の両者を合わせた『得ていない』は7割を占めています。

柏市の情報を得るために利用しているものをたずねたところ、「広報紙」が79.5%と約8割を占め最も多くなっています。

③必要な情報について

どのような行政情報を必要としているかたずねたところ、「医療・福祉情報」が8割を上回り最も多くなっています。次いで「助成・補助制度情報」、「申請・届出に関する情報」が5割を上回って続き、「ごみ収集情報」(43.3%)が続いています。

④情報化の展開について

柏市が今後も電子的な行政サービスを推進させていくことについて

どのように思うかたずねたところ、「今後、電子的な行政サービスを拡大していく方がよい」が6割を占め、「今後、電子的な行政サービスを拡大する必要はない」(7.6%)を大きく上回っています。

柏市は‘**後は電子的な行政サービスを拡大していく方がよい**’と回答した人に、情報提供の推進での必要と思われる電子的行政サービスをたずねたところ、「ホームページから知りたい情報を検索できる機能を充実させること」がほぼ8割と最も多くなっています。

⑤情報化に対する不安について

情報化の進展に伴う不安についてたずねたところ、「個人情報漏えいするという不安」と「インターネットや携帯電話を利用した詐欺のような、新たな犯罪が起こるという不安」が6割を上回って多くなっています。以下は「パソコンを使いこなせないと、新しいサービスを受けられなくなるという不安」、「システムダウン時などに社会的混乱が生じるという不安」、「‘**出会い系サイト**’や有害情報などから子供たちが悪い影響を受けるという不安」が4割台、「地域のつながりや人間関係が疎遠になるという不安」は2割となっています。一方、「不安はない」は3.3%と少なくなっています。

3 情報化推進の前提条件

市民意識調査や情報化基本計画アンケートから得られた、市民のニーズと市の施策を情報化によって実現するために満たさなければならない前提条件は以下の点と考えます。

(1) 簡素で効率的な行政情報化

人口減少、少子高齢化など、今後行政が取り組んでいかなければならない政策課題は予測不可能な要素が多く、それに対応していくためには、人や財源の配分を、業務量の変化に応じて柔軟に実施できる簡素で効率的な行政の体制が必要です。

(2) 情報化への不安、情報セキュリティへの対応

ICTの著しい進歩により、市民の暮らしの中で「情報化」のもたらす恩恵と同時に、個人情報の漏えいや、不正アクセス、コンピュータウイルスなどの被害やインターネットを利用した犯罪も多くなり、情報セキュリティに対して万全の対策が必要です。

(3) デジタルデバイド※の解消

ICTを利用したい意向があるが、年齢・地域的な理由でICTの利用環境(インフラ、機器やインターネットの利用方法の習得)に格差が生じている市民に対する配慮が必要です。

また、広報紙など紙文書から情報を得ている市民が多い現状を考慮

して、紙情報と電子情報の特性を生かした情報提供の在り方を検討していく必要があります。

(4) 利用しやすい情報化

情報化の進展により、くらしに必要な情報・サービスは、受け身ではなく、自分が必要なものを、必要な時に、信頼できるところから選んで手に入れることが求められています。

とりわけインターネットにより、くらしが便利になることに大きな期待感を持っています。また、誰もが見やすく親しみやすい「ユニバーサルデザイン※」や「アクセシビリティ※」への配慮が求められています。

(5) 便利な行政

行政（公共分野）とのつながり部分（情報収集，申請，手続き，問い合わせなど）が，インターネットなどで簡単に，いつでもできるようになることが求められています。

(6) くらしの「安全・安心」

くらしの安全・安心を脅かす問題（災害，身近な地域での犯罪）が最近頻発しているため，いざという時に情報を集めたり，連絡し合ったりすることにICTが役立つことが求められています。

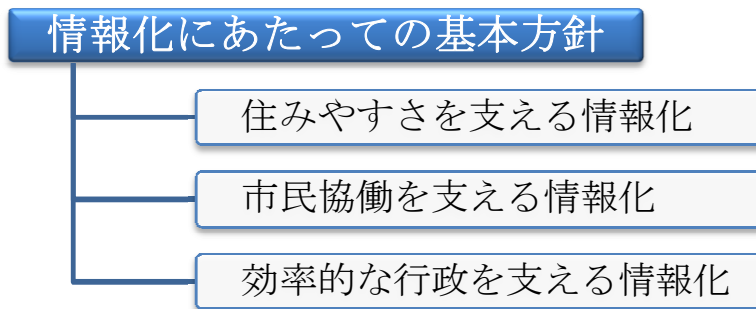
4 柏市が描く都市像と情報化

柏市が策定する都市像の観点から、「中核市としての都市像」にふさわしい質の高い行政と市民サービスの充実が求められていることから，ICTをさまざまに活用することにより，市民とともに市政運営に貢献できる情報化を推進する必要があります。

第4章 情報化推進にあたって

情報化の推進にあたり，第1章から第3章までの現状と課題を踏まえ，次のとおり基本方針と視点を定めます。

1 3つの基本方針



(1) 住みやすさを支える情報化

これまでの電子自治体の取組みにおいては，業務の電子化やネットワークの整備など市役所内部の電子化に重点を置いて行われてきました。今後は，これらの徹底に加えて，いつでも，どこでも，だれでもITの恩恵を実感できる社会の実現を目指すIT新改革戦略の目標の一つ，「2010年度までにオンライン※利用率を50%以上とする」の達成に向け，オンライン利用を促進します。また，行政手続などの完全オンライン化や官民が連携したワンストップサービスの実現など，市民の利便性向上を目指します。

(2) 市民協働を支える情報化

地域においては，安全・安心な地域づくり，子育て支援，高齢者福祉，コミュニティ再生などの問題が切実になっています。地方公共団体においてはICTを活用し，市民やNPO，ボランティア団体など地域社会との協働によって，これらの課題解決に取り組みます。

また，高度な情報通信サービスを利用できることは，豊かな市民生活を送る上で必要不可欠な条件となっており，地域の情報格差を解消するよう努めます。

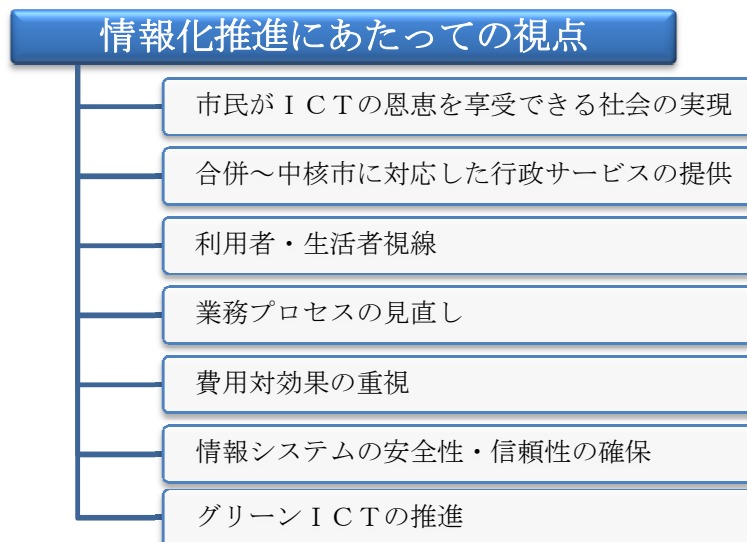
(3) 効率的な行政を支える情報化

国・地方を通じた厳しい財政状況の中，地方公共団体は徹底した行政改革を進めなければなりません。このため，ICTを積極的に活用することにより，簡素で効率的な行政を実現していきます。

業務システムの全体最適化の見地から，業務の効率化や既存の情報システムの運営経費縮減，効率的・効果的なシステムへの移行を実施

するとともに、適正な価格で高い品質のシステムを導入するための調達改革を進めていきます。

2 7つの視点



(1) 市民がICTの恩恵を享受できる社会の実現

ICT革命の恩恵を全ての市民が等しく享受することが可能となるよう、デジタル・デバイド（情報格差）の問題も十分考慮して、年齢や性別を問わず障害者や高齢者などの使いやすさにも配慮したユニバーサル・デザインの導入に努めていきます。

また、人目に触れやすい紙情報と情報量の豊富な電子情報との連携を考慮した情報化を進めていきます。

(2) 合併～中核市に対応した行政サービスの提供

合併による市域の拡大，人口の増加などに対応した情報化を推進していきます。

また，新市としての調和と一体性の確保に努め，中核市としてふさわしい市民サービスの充実に努めていきます。

(3) 利用者・生活者視線

情報化の推進に当たっては，利用者である市民や地域企業が情報化の恩恵を十分享受できるよう考慮する必要があります。そのために，市民や地域の企業や団体の意向を汲み取り，それを満足させる情報通信技術の活用を進めていきます。

また，利用者の身体的状態などを考慮しアクセシビリティ※に配慮した情報化にも心がけます。

(4) 業務プロセスの見直し

電子自治体の構築に当たっては，従来の業務プロセスのまま電子化を行ってもICTの活用によるコスト削減などその効率性，有効性を

十分に発揮することができません。そこで、行政の簡素・効率化、透明性の向上並びに市民サービス向上などの観点から、現在の事務処理全般について、徹底した見直しと改善を行うことが不可欠です。

各種情報システムの導入に当たっては、対象となる業務に係る手順の見直しに加え、全庁レベルでの情報共有化、意思決定過程の簡素・迅速化、組織の見直しなど徹底した改革に取り組み、業務システムの最適化を図ります。

(5) 費用対効果の重視

情報通信技術の進歩は、日々目覚ましいものがあります。新規業務、既存業務見直しのいずれの場合においても、最新の情報化関連技術動向を見ながら、最も費用のかからない形での効果的で実用性の高い情報化を検討していきます。

(6) 情報システムの安全性・信頼性の確保

インターネットを基盤とした各種情報システムの構築に当たっては、セキュリティに十分配慮する必要があります。

本市では、市の情報資産に関するセキュリティ対策について総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた「柏市情報セキュリティポリシー※」を平成15年に定め運用してきております。

近年、データ漏えいに関する被害が深刻化するなどセキュリティ対策の重要性は日毎に高くなってきています。市民が安心して情報化の恩恵を享受できるように、情報システムの安全性・信頼性の確保に努めていきます。

(7) グリーンICTの推進

地球温暖化に配慮した、環境に優しいICT※の導入を進めていきます。例えば、電子会議※の開催によって人の移動を少なくすることができます。これは、物理的な物の移動を情報の流れで置き換え、電力や化石燃料の消費の削減につながることとなります。

また、サーバ上のアプリケーション※を少数の大型サーバに集約し、高い利用率で稼働し、実質的な電力消費量を削減したり、ICT機器の稼働に必要なサーバやストレージ※の利用率を高め、電力消費量の削減に努めます。

機器の導入にあたっては、環境に配慮した製品を選択するという調達ルールを優先させます。また、機器の利用にあたっては、不要なものはこまめに電源を切るなどの運用を推進します。

第5章 施策の体系と取組みの道標（みちしるべ）

第4章で定めた基本方針と視点に従って、本市が取り組んでいく施策を次のとおり整理し、方向性を示します。

1 住みやすさを支える情報化

(1) 行政手続のオンライン化の推進及び利用促進

行政機能を、インターネットを通じて、24時間・365日、いつでもどこからでもだれもが簡便かつ安全に行政サービスを受けることができ、その便益をひろく享受することを可能とするしくみを構築していきます。また、行政内部や行政と市民・企業との間で書類、相対で行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて情報を瞬時に共有・活用する新たな行政の実現を目指します。

主な取組項目

- ・電子申請システムの拡充
- ・電子入札※・調達システムの拡充
- ・公共施設予約システムの拡大
- ・市税、公共料金等のマルチペイメントネットワーク※の拡大
- ・証明書自動交付機の段階的導入
- ・地方税ポータルシステム（電子申告※）の導入
- ・地上デジタル放送の活用
- ・住民基本台帳カードの多目的利用検討

(2) 保健・医療・福祉分野の情報化の充実

地域社会において、高齢者や障害者を含む全ての市民が住み慣れた環境の中で自立した社会生活を営むことができるように、地域での総合的な支援や、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの実施が求められています。

生涯にわたる健康状態を市民自らが把握・管理し、健康増進に役立つような総合的な健康・医療情報システム整備など、保健・医療・福祉分野での情報化の充実を図ります。また、保健・医療・福祉の各分野の連携や情報の共有化を進め、地域での総合的なサービスの実施を目指します。

主な取組項目

- ・子育てや福祉サービスなど、個人のニーズに応じた特定サービスの拡充
- ・GIS※による施設情報や医療機関情報などを提供
- ・各種助成等制度案内の充実
- ・総合保健医療福祉施設のホームページ開設

(3) ICTを活用した安心、希望、支え合いのまちづくり

近年、相次ぐ地震や台風などによる甚大な被害が各地で発生しています。更に、地球温暖化が原因と考えられる集中豪雨、それに伴う河川氾濫や土砂崩れなどの災害発生も増大しており、かつてないほど多くの市民が自然災害に対し様々な不安を抱くようになってきています。

全ての市民が安心して暮らせる安全・安心な社会環境の確立は地方自治体においても最重要課題のひとつとなっています。

都市整備における防災機能への配慮はもちろん、災害からの安全確保といった視点から、情報の収集、伝達体制の整備を行い、ICTを活用した災害に強い安全なまちづくりを進めます。また、犯罪や事故のない明るいまちづくりを目指し、市民生活の安全・安心を確保するためのICT活用についても検討していきます。

主な取組項目

- ・GISによる避難地域情報の提供
- ・犯罪発生情報の提供
- ・高機能消防指令システムの整備
- ・救命救急法や応急処理方法等の動画配信
- ・防災情報カメラによる災害時の情報収集及び共有
- ・消防ホームページの開設及び消防防災情報の配信
- ・定点カメラによる渋滞情報の発信

(4) 教育分野における情報化の充実

情報化、高齢化、国際化など、様々な社会の変化が子ども達に大きな影響を及ぼしていますが、これらの社会変化に対応した教育の充実が求められています。

情報化時代の教育は、コンピュータを操作する能力だけでなく、情報のもつ意味を理解し、それを使いこなす能力を身につけさせるものでなくてはなりません。

小・中学校における情報教育環境の充実を図るため、情報教育に必要なハードウェア、ソフトウェアなどの整備を進めるとともに、教師、児童・生徒双方が情報を理解し、活用する能力の向上を図っていきます。併せて、携帯電話やインターネット利用の低年齢化も進んでいることから、早い時期からの情報モラル教育を充実させていきます。

主な取組項目

- ・携帯電話等の情報モラル教育の充実
- ・小中学校での情報教育の推進
- ・ICTを活用した分かりやすい授業の実現
- ・教職員の情報リテラシーの充実
- ・校務の情報化
- ・図書館の情報発信拡充

(5) 地域情報の利活用

今日、市民のニーズや価値観の多様化に伴い、民間による生活に密着した各種サービスが数多く展開されています。また、地方分権の進展にしたがい、今後も官民協働や地域内分権がより一層求められ、市民主体の活動が活発化するものと思われれます。

一方、サービスのメニューや実施主体が複雑化する中、必要とする情報やそれに関連する情報になかなかたどり着けない状況が見受けられます。情報を求める市民の視点に立ち、官・民の区別なくニーズに合った情報を提供できる仕組みづくりを目指していきます。

主な取組項目

- ・地域ポータルサイト※の構築支援

(6) 情報格差の解消

ICT化の進展に伴い、高度な情報通信サービスを利用できることは、市民生活にとって必要不可欠な条件になっています。また、電子自治体に関連するサービスを利用できるようにするための条件でもあります。

全国的には、ブロードバンドや携帯電話をどこでも利用できる環境を整備するため、自治体が国・事業者などと連携して地域の情報格差を解消する取組みが始まっています。

また、契約数が1億を超える携帯電話は、国民的な情報端末となっ

ており，更にはGPS※機能やナビ機能，電子マネー※・決済機能など拡張性が高いことから，電子自治体サービスを利用する端末としての活用を検討していきます。

しかしながら，情報化基本計画アンケートにおいて，操作方法が難しい，インターネットの始め方がわからないなど，ICTの利用に対して抵抗感がある人も少なくないため，年代や生活環境などに応じた各種講座を開催するなど，利用意欲の動機付けを進めていきます。

更に，アナログ放送が終了することを認知している割合は，約97%と高いポイントを示していましたが，その対応については，まだ決めていないと対応方法が分からないを合わせて，約34%あり3人に1人が今後の対応を決めかねている状況です。総務省が進める広報活動などにも協力していきます。

主な取組項目

- ・情報リテラシー向上のための各種講座開催
- ・障害者のバリアフリー化推進
- ・アナログ放送終了に伴う公の施設と周辺対策
- ・デジタル放送に係る相談窓口の開設

2 市民協働を支える情報化

(1) 市民活動におけるICT活用支援

近年，ボランティア活動やNPO活動など，市民の自主的で非営利な社会活動の活発化が注目されています。このような市民活動は，行政や企業と異なる社会的なひとつのセクターと認識され，その成長が期待されています。また，市民セクターの発展は，これまで行政が主として担ってきた公共サービスの新たな提供主体が生まれることにつながり，多様な価値観に基づく豊かな社会の実現に寄与するものであり，近年，行政から市民セクターへの支援施策が展開されてきています。また，定年を迎えつつある団塊の世代を始め，年齢，性別を問わず幅広く市民各層の自立や社会参加，市民の学習活動，趣味のグループ活動，ボランティア活動支援などにおけるICT活用の支援を進めていきます。

また，本市においては，合併に伴い市域が拡大したことにより，地域の文化・歴史などを再度見直し，柏らしい特色と魅力ある文化事業の推進や活力ある市民文化活動の支援などに活かしていけるよう努めます。

I C Tの活用により市民の主体的・自発的な地域活動，社会的課題への取組みなどを支援していきます。

主な取組項目

- ・地域活動の情報提供
- ・歴史的・文化的活動における情報発信
- ・自然環境マップの作成
- ・市民活動情報提供サイトの開設
- ・地域SNS※運営支援

(2) 市民と行政のコミュニケーションの推進

ホームページや電子メールの活用を推進し，行政情報の積極的な公開と分かりやすい形での提供などにより，行政運営の透明性の向上を図っていきます。また，このようなI C T活用を行政からの一方的な情報提供に終わらせず，意見・提言，問い合わせ，要望などに対応するコミュニケーションの手段としてより一層の充実を図り，市民との協働を側面から支援します。

主な取組項目

- ・問い合わせ窓口の一元化のためのFAQ導入
- ・広報・広聴システムの充実
- ・議会情報提供の拡充

(3) 分かりやすい情報化の推進と行政の透明性拡大

地方分権の進展に伴い，地方公共団体は，自らの責任と判断で地域・市民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。そのためには，行政情報の積極的な提供・公開による行政運営の透明性の向上や，より幅広い市民の意見の行政への反映が不可欠です。

政策の企画・立案，決定，執行，評価の各過程において，これまで以上に積極的に情報公開を進めるなど，行政運営の透明性を向上させ，市民に対する説明責任を果たしていくことが求められています。

既に，ほとんどの地方公共団体でホームページが開設され，一定の行政情報が提供されています。しかしながら，提供する情報が古い，市民が知りたい情報がない，乏しいなど内容的に不十分なホームページや，見やすさ，情報の探しやすさ，アクセシビリティ※の確保など，使いやすさを改善する余地のあるホームページも存在します。今後，市民の視点からホームページを再評価し，紙媒体による情報提供との

連携を図りながら，分かりやすい情報提供を推進していきます。

また，電子メールで市民の意見・要望を受け付ける取組みは多くの団体で行われていますが，ホームページを利用したパブリックコメント[※]については十分になされていません。行政により幅広く市民の意見を反映する取組みを進めていきます。

主な取組項目

- ・ホームページ活用の充実
- ・パブリックコメントの拡充
- ・新地方公会計制度による情報の開示

3 効率的な行政を支える情報化

(1) 行政情報システムの活用・推進

行政情報システムについては，これまで，税計算や帳票印刷業務など大量反復処理の機械化を皮切りに，オンラインシステムの導入，C S S[※]化（コンピュータを業務担当課が独自に導入し利用する形式）などにより窓口サービスの質的向上，迅速化，高度化並びに行政事務の簡素化，効率化に取り組んできました。

これからの行政情報システムについては，従来の効率の悪かった業務処理や割高だった電算関連投資の見直しなど，レガシーと呼ばれる古いシステムの再構築，電子申請や電子納付など電子自治体を構成する新しいシステムとの連携などにより，低いコストで質の高い市民サービスの向上を目指していきます。また，見直しに当たっては，コストの視点に加え，セキュリティの確保，信頼性維持，地場 I C T 産業の育成といった視点に複合的，戦略的な配慮をしていきます。

主な取組項目

- ・住民サービスなど基幹システムのダウンサイジングやオープン化によるシステムの最適化

(2) I C T を活用した行財政改革の推進

国・地方を通じた厳しい財政状況の中，地方公共団体は徹底した行政改革を進め，これまでよりも少ない人員でこれまで以上の業務・サービスの実施が可能となる簡素で効率的な行政を実現することが不可欠です。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 6」（平成 1 8

年7月7日閣議決定)においては、平成18年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を2011年度まで継続することとされ、地方公共団体は定員の一層の縮減に取り組むこととされています。

このような行政改革の実施にあたってICTの活用は極めて有効ですが、単に業務を電子化するだけでは効果は乏しく、ICTの活用と併せて、業務及び組織の見直しにまで踏み込むことが必要です。

業務フローを見直し、システムで対応できる部分はシステムで対応し、真に必要な業務に重点的に職員を配置転換するなどメリハリのあつる職員配置に努めなければなりません。また、よりの確に自治体経営を行うため、知識・情報の共有、政策の企画立案・決定にICTを有効的に活用していきます。

主な取組項目

- ・内部管理業務の電子化と集約の推進
- ・下水道台帳システムの整備
- ・市道管理システムの整備
- ・地図情報配信サービスの拡大
- ・インターネット公売の実施

第6章 計画の推進に向けて

1 電子自治体推進のための体制整備

(1) 情報化推進体制

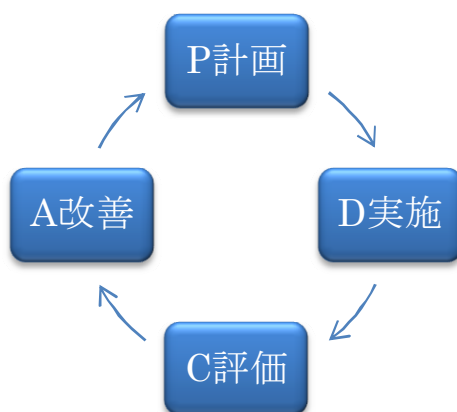
計画を実現するためには、その推進体制が重要です。これまで本市では、情報化施策を総合的かつ計画的に推進するため、情報政策組織の一元化を行いました。職員の中から約80名のパソコンリーダーを養成し、各課には情報管理者などを置いて職場における情報化の推進役を担うものとししました。

職員のほぼ一人に一台の情報端末が配置された現在、パソコンリーダーの役割を見直し、より高度な職員を養成し庁内資格などの制度を設け、部門横断的で多様な情報化施策を総合的・一体的に推進する庁内体制を確立します。さらに、情報化が行財政改革と密接に関係することから、必要に応じ、行財政改革に関する部署や機関と連携した体制を整備します。

(2) 計画の進行管理

関係部門では、本計画に沿ってシステムの構築など、各種情報化施策を順次進めることとなりますが、急速な技術進歩の動向や、財政状況、国の動向、環境の変化などを見極めながら、計画の変更の要否も含めて継続的に検討しながら計画の進行管理を行うことで、その実効性を確保します。

計画（プラン）⇒実施（ドゥ）⇒評価（チェック）⇒改善（アクション）のいわゆるPDCAサイクルを確立する仕組みを取り入れて、実効性を上げていきます。



2 電子自治体の中核を担う人材育成

(1) 職員の情報リテラシーの向上

全ての管理職，各課の情報化推進職員や一般職員と，対象を3段階に分けて，継続的に情報リテラシー※向上のための研修を実施します。

具体的には，各研修を通じて習得したスキルを記録し，個人のICTスキル管理を実施します。それによってレベルに応じた研修を実施し，職員の情報リテラシーの向上に努めます。

特に市民の個人情報保護※に万全を期するためには技術的な対策と同時に職員の意識改革が必要です。情報セキュリティの重要性がますます高まってくることから，「安全性」・「信頼性」を確保するために個人情報保護条例の適切な運用と情報セキュリティポリシーの確実な運用を行います。



(2) ICT専門人材の育成と確保

本市の情報化の計画実現には，その担い手となる職員がICT活用の意義や計画推進の目的，必要性を十分に認識するとともに，高い志と意識をもって積極的に情報活用能力の向上に努めることが重要です。そのため情報部門の職員をはじめ，情報システムを保有する担当課職員を対象に，継続的・計画的なICT研修を実施します。

3 情報化の総合的な調整

(1) 情報システム調達の標準化・基準づくり

限られた予算を適正に配分し，効率的な投資により，高品質でセキュリティの高い情報システムを調達することが求められています。そうしたなか，計画推進のための情報システムの調達に，情報主管部門以外においても広く行われていくことから，情報システムの調達に係る手順や事務処理手続を標準化するための「情報システム調達ガイドライン」を整備します。そのことによって，手続の統一性・公平性を担保するとともに，効果的な投資と全庁統一的なセキュリティ要件の確保を図ります。

(2) 情報システムの全体的最適化への取組み

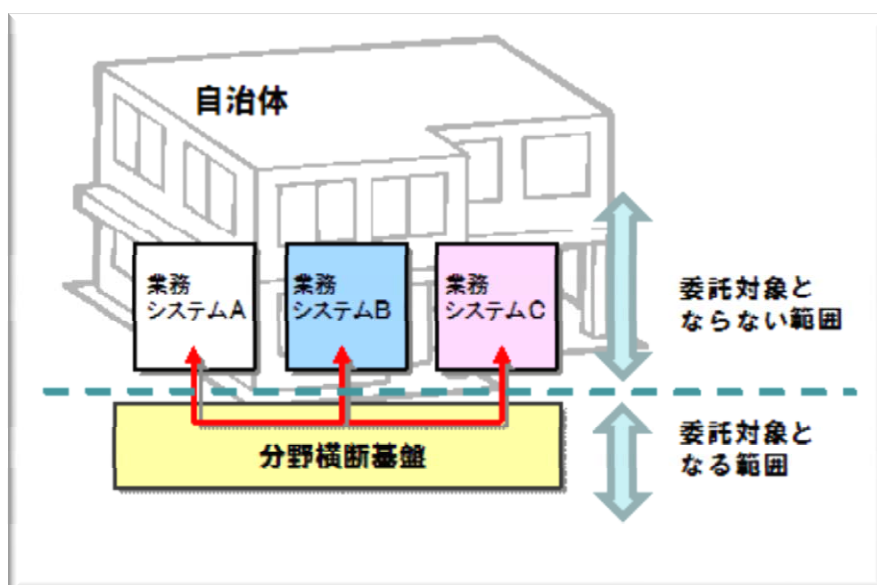
システム化に伴う検討事項は多岐にわたります。各システムを効率的，かつ一定水準の品質を維持しながら継続的に拡張させていくためには，計画段階から内部的に統制する必要があります。そのため，計画（アクションプランなど）の実施計画段階で内容の審査（戦略性，実現性，適正性などの審査）検討を行うとともに，稼働後の評価フォ

ローを行うことにより，計画の進行管理の役割の一部を担う「(仮称)情報システム検討審査会」の設置を図っていきます。

(3) 標準化技術を利用した情報基盤づくり

電子自治体を構築するためには様々な課題を解決しなければなりません。自治体単独で行うことは、経費、技術などの観点から大変困難な場合があります。

その例として、従来、システムは個別の業務単位で導入されていたため、ハードウェア、ソフトウェア、データの重複や、システム間でのデータの受け渡しに余計な経費が発生するなどの問題がありました。そのため、国（総務省など）は「システムの共同利用」や「データ標準化」など、システムを共通基盤でつなぎ、各システムで共通して使用する機能の統合や、インターフェース※の標準化によって課題を解決する「地域情報プラットフォーム」を提言しています。



出所：総務省 地域情報プラットフォーム推進事業※実施要領

本市では、従来から8市1町で構成する第三セクターの電算処理会社の経営に参加し、開発システムなどを参加団体間で共同利用することで、経費の削減に努めております。

最近では、SOA※やXML※などの技術を活用し、地域情報プラットフォーム仕様の採用により、プラットフォームやデータ形式などが異なるシステム間でのシームレスな連携が可能になり、類似したデータや機能の重複を排除することができるようになりました。また、各業務のインターフェースの標準化によってシステムを柔軟に変更・拡張できるようになってきました。このような背景のもと、大型汎用機

を中心としたレガシーシステム※から，サーバとパソコンからなるダウンサイジング※やオープンシステム※への移行に取り組み始めたところです。今後ともシステム関連経費の低減に貢献するよう取り組んでいきます。

4 情報セキュリティ対策の強化

(1) 個人情報の適正な取扱い

地方公共団体においては，平成18年4月時点で全ての都道府県及び市区町村において個人情報保護条例が制定され，また，個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）や行政機関法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）を踏まえた条例の規定内容の見直しも進むなど，個人情報保護に関する制度整備は着実に進展しています。

個人情報保護に関する国民の意識は，平成17年4月に個人情報保護法などが全面施行されて以降高まってきているものの，その一方で，法律に対する誤解などに起因して，必要とされる個人情報の提供までもが行われなかったり，各種名簿の作成が中止されたりするなど「過剰反応」と言われる状況も一部に見られます。

地方公共団体は個人情報保護法の趣旨にのっとり，保有する個人情報の適正な取扱いを徹底することが求められていますが，「過剰反応」に関する周知を行っている団体が少ないなど各地方公共団体の個人情報保護に関する体制整備などは十分ではありません。

今後，「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護する」ことを目的とする個人情報保護法の趣旨にのっとり，本市の個人情報保護条例に基づき個人情報の適正な取扱いをより一層徹底するとともに，個人情報を取り扱う管理体制の整備，教育・研修の実施，監査・点検の実施，過剰反応をはじめとする諸問題に対する市民への周知など，個人情報に関する体制整備などについて，積極的に取り組んでいきます。

(2) 全庁的情報セキュリティ対策の充実・強化

本市が情報化を進めていく上で，情報セキュリティの確保は，市民の財産，プライバシーを守り，行政サービスを安全かつ確実に提供していくためには必要不可欠であり，ひいては行政運営に関する市民の信頼の維持・向上に寄与するものととらえています。したがって，情報システム利用者の情報セキュリティに対する意識の向上はもちろんのこと，守るべき情報資産の取扱いに関して，組織として統一的な取り組みを継続して実施する必要があります。そのため，本市では情報セ

セキュリティについての基本的な考え方や管理策について明文化した「情報セキュリティポリシー」を平成15年度に策定するとともに、情報セキュリティ研修を全庁的に実施しています。さらに、市の職員だけではなく業務委託先の職員も含め、全ての関係者が情報セキュリティの重要性の認識を維持し、市民が安心してICTの恩恵を享受できるよう情報化を推進していくよう努めます。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定

電子自治体の推進とともに、地震や火災などの災害時においても、情報システムが長期間中断しないよう対策を取ることが求められています。大規模な災害や事故が発生した場合においても中断させることができない、あるいは復旧を優先させるべき重要業務を事前に特定しておき、事前のバックアップや、事後の応急対応、復旧手順などをあらかじめ計画化し、被災の影響を最小限にとどめるよう努めます。

主な取組項目

- ・ CIO※を中心とした推進体制の拡充
- ・ 情報セキュリティポリシーの周知徹底（研修会、e-ラーニング等）
- ・ 情報セキュリティ対策評価作業の実施
- ・ 庁内高度情報化推進員の養成
- ・ 技術的・物理的対策の充実のための取り組み（サーバ等一元管理）
- ・ 地域情報プラットフォームの活用検討
- ・ ICカード※職員証の導入検討
- ・ シンクライアント※導入の検討
- ・ セキュリティ監査の実施
- ・ 事業継続計画の策定

資料

I 用語集

【あ行】

アクセシビリティ (accessibility)

情報やサービスに対するアクセスの容易さのこと。ホームページにおけるアクセシビリティは、そのホームページが、高齢者や障害者も含めた、誰もが情報を取得・発信できる柔軟性に富み、アクセスした誰もが同様に情報を共有できる状態にあることを意味する。

アプリケーション (application)

ワープロや表計算、データベース、業務ソフトなどユーザーが特定の目的のために使うソフトの総称。

インターネット (internet)

コンピュータネットワーク間のネットワーク。世界各国のコンピュータネットワークを接続して、ひとつのネットワークシステムとして利用するもの。相手先のアドレスさえわかれば、世界中のどこでも通信することが可能。インターネットの利用形態として、電子メール、ネットニュース、ファイル転送、WWWなどがある。

インターフェース (interface)

コンピュータと利用者との接点。ハードウェアとしてのユーザーインターフェースはキーボードやマウス、ディスプレイそのものを指すが、ソフトウェアとしてのユーザーインターフェースはコンピュータを利用する際の利用しやすさなどを含めた意味で用いられる。

インフラ/インフラストラクチャ (infrastructure)

都市構造の基盤となる道路、鉄道などの施設。コンピュータシステムにおいては、システムを実現するためのソフトウェアおよびハードウェアの基盤を指す。

オープンシステム (open system)

様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせで構築されたコンピュータシステム。各メーカーのソフトウェアやハードウェアの仕様が公開されていることが、その構築の前提となる。

メーカーや機種が異なるコンピュータを混在させても、一定の互換性を維持できる。代表的なOSは、Windows や Unix など。

大型汎用 (電子計算) 機

企業や団体の基幹業務システムなどに使用されている大規模なコンピュータ。処理の多重化による処理性能の向上が図られている。

オンライン (on-line)

コンピュータがネットワークに接続され、サービスを受けられる状態にあること。

ホストコンピュータと端末機がネットワークで結ばれており、リアルタイム(即時的)にデータが処理される。

【か行】

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法【IT 基本法】

高度情報通信ネットワーク社会に関する基本方針を定めた法律で、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が策定した。主に、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成や電子商取引などの推進、行政の情報化などが掲げられている。

個人情報保護【個人情報保護法】

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることで、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務などを定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とした法律。

コンピュータ・ウイルス(computer virus)

コンピュータシステムに害を与えるプログラム。ネットワークや記憶媒体などを通じて外部から侵入、増殖し、コンピュータシステム上のデータなどを破壊することから、病原体のウイルスになぞらえられている。

【さ行】

サーバ(server)

データを供給するコンピュータ。データなどの保管や管理を集中的に行うなど、ネットワーク上で中核的な役割を果たし、他のコンピュータ(「クライアント」と呼ばれる)へそれらを供給する。

情報セキュリティ

明確な定義はされていないが、組織における情報資産全般の機密性、完全性、可用性を確保するという意味で使われている。

情報リテラシー

情報を理解し活用する能力のこと。「リテラシー」とは「読み書き能力」のことだが、ここでは①パソコンなどの情報通信機器を操作する能力②ソフトやネットワークが提供するサービスを自在に活用する能力③情報化に関するしくみや法制度などについての知識の全てを兼ね備えた、情報化社会に対応するための基礎的な能力のことを言う。

シンクライアント(thin client)

ハードディスクやCD-ROMドライブなどを装備せず、データの表示や入力などの簡単な処理に限定したコンピューターのこと。データの管理はサーバで集中的に処理する。本体にはデータを保存しないため、セキュリティの観点からも注目されている。

ストレージ(storage)

データを蓄える記憶装置のこと。メモリ、ハードディスク、光ディスクなどがある。

セキュリティポリシー(security policy)

企業や団体などの情報セキュリティに関する基本方針で、情報の開示やデータ操作、

またはデータの暗号化など、外部からの侵入や機密漏えいなどを防止するための方針を定めたもの。

双方向(インターラクティブ interactive)

送り手からの一方的な通信ではなく、受け手も参加できる方式を指す。

【た行】

ダウンサイジング(down sizing)

コンピュータの小型化。パソコンなどの飛躍的な性能向上により、大型コンピュータで集中的に電算処理していたものを、比較的小規模のワークステーションやパソコンなどによる分散処理に移行させることが可能となった。

中核市

日本の地方公共団体のうち地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定める政令による指定を受けた市をいう。

中核市は、政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（福祉・衛生・まちづくりなど）を処理することができる。

地域情報プラットフォーム事業

自治体と地域の情報化を一体的に推進することを目的とした、システム連携の構築を行う為の開発などを行うこと。

デジタル(digital)

有限桁数による数値表示形式。数字や指を表す「デジット」から来た言葉。例えば、デジタル式の時計では、時分秒を整数値で明瞭に表示するが、秒と秒の間の微妙な値を表現することが困難である。これに対する言葉として「アナログ」があるが、アナログ式の時計では、時分秒の読み取りに(デジタル式と比べて)時間がかかるものの、秒と秒の間さえも連続的に表現することができる。現在のコンピュータは、ほぼすべてが「0（無電）」か「1（通電）」かという 2 進数のデジタル信号によって内部的な処理を行っている。

デジタルデバインド(Digital Divide)

コンピュータなどを利用して、あらゆる情報の取得や利用ができる者とできない者との間に生じる情報格差。パソコンやインターネットなど、情報関係の機器やサービスを利用する能力の差によって、就職の機会や収入に差が生じることなどが、社会問題になっている。

電子自治体

インターネットなどを使用しての市民向けサービスを提供できる自治体。また、自治体内部での業務システムを電子化することで、業務の効率化が図れ、市民への質の高いサービスが提供できるようになる。

電子会議

パソコン通信やインターネットを使って、遠く離れた人同士が行う会議。多くは、

テーマ毎に「会議室」が割り振られていて、その「会議室」ごとに、特定分野のテーマについて意見や情報を交換ができる。

電子申告

インターネットを使って、電子的に納税申告の手続きを行うこと。専用のソフトウェアを利用して申告データを作成でき、税務署に訪れることなくいつでも自宅や職場から申告書を送信できる。経理の電子化を行っている企業では、経理処理から税の申告までの一連の作業を電子的に処理することができる。申告書は電子署名をして送信することになるため、事前に電子証明書を取得する必要がある。

電子入札

調達機関と応札者の間で行われていた入札・開札業務を、簡易化、透明化を図ることを目的にインターネット上で実現すること。

電子マネー

インターネットなどで流通するお金。貨幣価値をデジタルデータとして扱い、暗号化して送受信することによって、送金、決済、支払などを行う。

【は行】

パブリックコメント(public comment)

行政機関が政令、省令などを制定するに当たって、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集すること。

不正アクセス

インターネットを経由して、個人や組織のパソコンに侵入する不正行為。

具体的には、他人のID（識別番号）やパスワードを盗み、無断でその人になりすましてインターネットを利用したり、インターネットを通じて他人のパソコンに入りこみ、パソコンの中のデータを勝手に見たり操作したりする「なりすまし」やプログラムの欠陥、セキュリティ面の弱点(セキュリティホール)を狙って、他人のパソコンに侵入し、システム破壊や個人情報などを盗みだすという攻撃をしかける行為を指す。

ブロードバンド(broadband)

高速な通信回線の普及によって実現されるネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。概ね 500kbps 以上の通信回線をブロードバンドと呼ぶ。

ポータルサイト(portal site)

インターネットを使ってWebを見るとき最初の入り口（玄関）のこと。（代表的な例としては、ヤフーやグーグルなど）

ホームページ(homepage)

厳密には「ウェブサイトの先頭ページ」を指す。ウェブサイトに接続したときに、最初に表示されるページのこと。2つ、3つ目のページの様に個々のページは「ウェブページ」という。

【ま行】

マルチペイメントネットワーク (multi-payment network)

料金収納を行う官公庁、地方自治体、企業と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者が金融機関の窓口のほか、A T M (自動現金預払機)、電話、パソコンなどを使って公共料金などの支払いができるサービス。

モバイル (mobile)

直訳すると「移動性のある、動きやすい」といった意味。I T関連では、あるコンピュータシステムへリモート接続を前提とする携帯型端末のこと。

【や行】

ユニバーサル・デザイン (universal design)

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。1974年、アメリカのメースによって提唱された概念。

ユビキタス・ネットワーク (ubiquitous network)

「いつでも、どこでも、だれでも、何にでもアクセス可能」なネットワーク環境。なお、「いたるところに偏在する」という意味のラテン語に由来した言葉。

【ら行】

レガシーシステム (legacy system)

企業や自治体などにおいて、新規に開発、導入するシステムに対して、以前より使用している既存のシステム。大型汎用コンピュータを指すことが多い。

【英字 (A～Z)】

C I O (Chief Information Officer)

企業や団体などにおける情報システムの最高責任者。日本語では「情報統括責任者」などと言う。技術面以外に、経営的視点が求められる。

C S S (Client Server System)

クライアントサーバシステム。「シー エス エス」、あるいは略して「シー エス」と読む。サーバと呼ばれるコンピュータがプログラムや機器などのコンピュータ資源を集中管理し、クライアントと呼ばれるコンピュータがサーバの管理する資源を利用する形で運用する。

e-Japan 戦略

すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、平成13年1月に決定された政府の基本戦略のこと。「5年以内に世界最先端のI T国家になる」ことを目指して成功をおさめた。

e-Japan 戦略II

e-Japan 戦略に引き続き、「2006年以降も世界最先端であり続ける」ことを目指し、平成15年に発表された。

F A Q (Frequently Asked Questions)

よく尋ねられる質問。多くの人から同じような質問が予想されるときに、あらかじめ

め用意しておく質問と答え。

ICカード(アイ シー カード)

名刺大のプラスチック製カードにIC(集積回路)を埋め込み情報を記録できるようにしたもの。磁気カードに比べて100倍以上の情報量を記録でき、多様な処理が可能。また、偽造が困難であり、磁気に強いという特徴がある。現在、磁気カードに代わるものとして、クレジットカードなどに一部実用化されている。

IT新改革戦略

「e-Japan戦略」、「e-Japan戦略II」に続く戦略構想で、平成22年度までのITによる構造改革を推進している。

IT(information technology)

インフォメーション・テクノロジー 「アイ ティー」と読む。直訳すると「情報技術」。情報通信分野の技術的な話から情報の活用の仕方まで、広い範囲で使われている。ITは産業構造や社会生活などに大きな変革をもたらしており、このことを「IT革命」と呼んでいる。

ICT(Information and Communication Technology)

インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー。多くの場合「情報通信技術」と和訳され、ITの「情報」に加えて「コミュニケーション」(共有)が具体的に表現されている。情報の共有化という点において、ICTはITに比べても一層ユビキタス社会に合致した表現とされ、日本でも、平成17年を始点とする「u-Japan構想」ではもっぱら「ICT」が用いられている。

GIS(Geographic Information System)

地理情報システムのこと。地理情報とその他の情報を関連付けて、データベースを作成し、分析・検索・表示を可能としてシステムを指す。

GPS(Global Positioning System)

全地球測位システム。人工衛星を利用して、自分が地球上のどこにいるのか割り出すシステム。

SNS(Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略。会員にならなければ閲覧することができない閉じたコミュニティを形成している。mixiなどが有名。

SOA(Service Oriented Architecture(サービス指向アーキテクチャ))

大規模なシステムを「サービス」の集まりとして構築する設計手法。業務上の一処理に相当するソフトウェアの機能をサービスと見立て、そのサービスをネットワーク上で連携させてシステムの全体を構築していくこと。

XML(Extensible Markup Language)

文書やデータの意味や構造を記述するための言語の一つ。XMLの最も重要な目的は、異なる情報システムの間で、特にインターネットを介して構造化された文書や構造化されたデータの共有を容易にすることである。

II 市民意識調査

市民意識調査（平成18年度 抜粋）

1 調査の目的

本調査は、市民が市の現状に対してどのように感じ、どのように施策を評価しているのか、これからの柏市の発展方向をどのように認識しているか等を統計的に分析し、今後の行政運営等に反映させる為の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の方法

- (1) 調査地域……市内全域
- (2) 調査対象……市内在住の20歳以上の市民 4,000人
- (3) 抽出方法……住民基本台帳より無作為抽出
- (4) 調査方法……郵送による配布、回収
- (5) 調査期間……平成18年11月1日～11月19日

3 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
4,000	2,040	51.0%

4 調査項目

項目	内容
基本属性	性別、年齢、職業（通勤・通学先を含む）、地域、家族構成、住居形態、居住年数（前居住地を含む）
情報化について	インターネットで行えると便利な手続き、情報を得るために利用しているもの

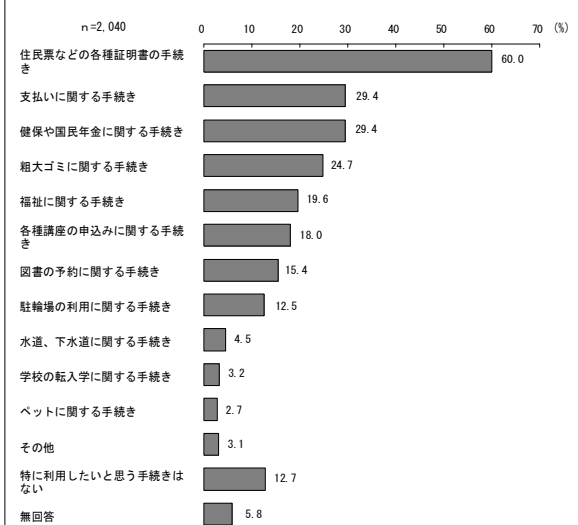
1

8 情報化について

(1) インターネットで行えると便利な手続き

問 25 市役所の窓口で行っている各種手続きの一部が、平成18年10月からインターネットで行えるようになりました。どのような手続きが利用できると便利であると思いますか。次の中から3つまで選んでください。

図表8-1-1 インターネットで行えると便利な手続き

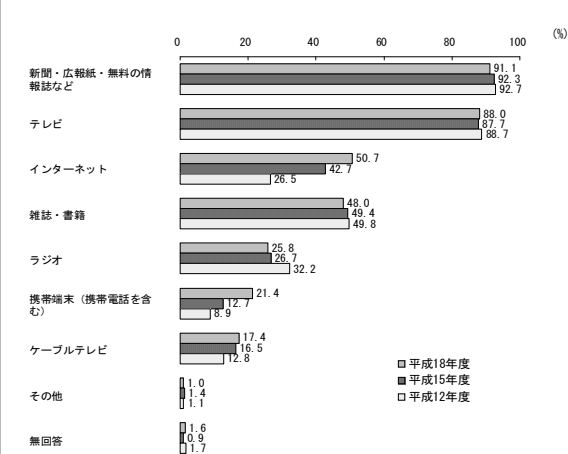


2

(2) 情報を得るために利用しているもの

問 26 あなたが日常生活に必要なすべての情報を得るために利用しているものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてお選びください。

図表8-2-1 情報を得るために利用しているもの（時系列）



3

Ⅲ 情報化基本計画アンケート

情報化基本計画アンケート（平成19年12月）

(1) 調査の目的

本調査は、市民が求める情報やサービスの内容、利用手段などを統計的に分析し、今後の柏市の情報化計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査の方法

- ① 調査地域……柏市内全域
- ② 調査対象……柏市内在住の18歳以上の市民 1,000人
- ③ 抽出方法……住民基本台帳より無作為抽出
- ④ 調査方法……郵送による配布、回収
- ⑤ 調査期間……平成19年11月23日～12月9日

(3) 回収結果

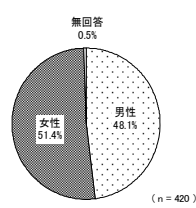
配布数	有効回収数	有効回収率
1,000	420	42.0%

(4) 調査項目

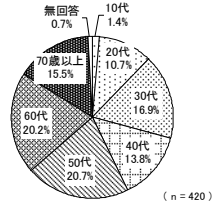
項目	内容
情報通信環境について	携帯電話・パソコン等の通信機器の所有・利用状況、インターネットの利用状況、地上デジタル放送への対応
行政情報について	市が行っている事業や施策に対する関わり方、必要としている行政情報・地域情報
情報施策について	市が提供している電子的な行政サービスの利用状況、今後に必要なと思う電子的な行政サービス、情報化が進捗する際の不安
回答者について	性別、年齢、職業、未婚、ライフステージ

回答者の内訳

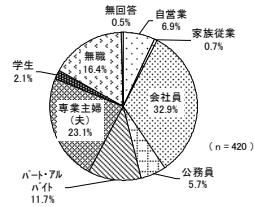
<性別>



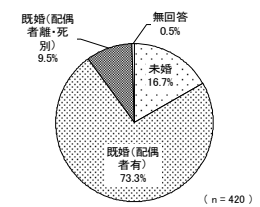
<年齢>



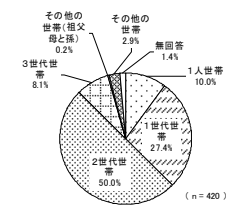
<職業>



<未婚>

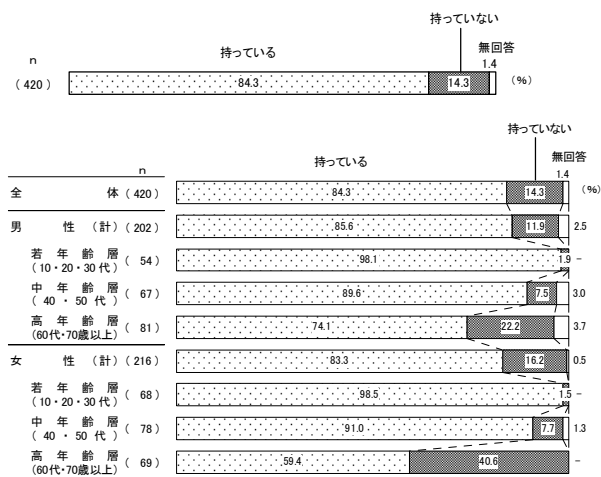


<ライフステージ>



(1) 携帯電話の所有状況

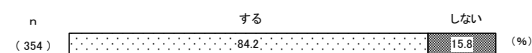
問1 あなたは、自分で使用する携帯電話を持っていますか。(○は1つ)
図表 1-1-1 携帯電話の所有状況



図表 1-1-2 携帯電話の所有状況(性・年齢層別)

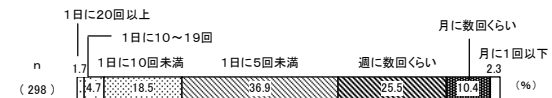
(2) 携帯電話でのメール利用

問1-1 あなたは、携帯電話でメールをしますか。(○は1つ)
図表 1-2-1 携帯電話でのメール利用



(3) メールの利用頻度

問1-2 あなたは、普段どのくらいの頻度でメールをしていますか。(○は1つ)
図表 1-3-1 メール利用頻度

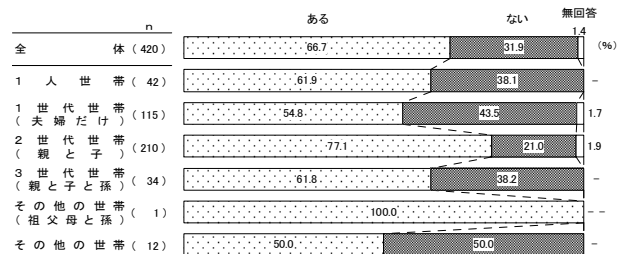


(4) パソコンの使用状況

問2 あなたは、ご自宅に自分で使用するパソコンがありますか。(○は1つ)
図表 1-4-1 パソコンの使用状況



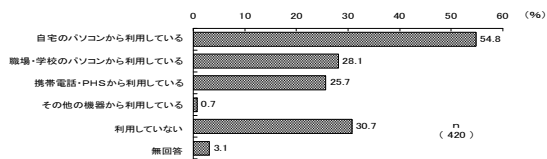
図表 1-4-3 パソコンの使用状況(ライフステージ別)



(5) インターネット利用状況

問3 あなたは、現在、インターネット（メールを除く）を利用していますか。（〇はいくつでも）

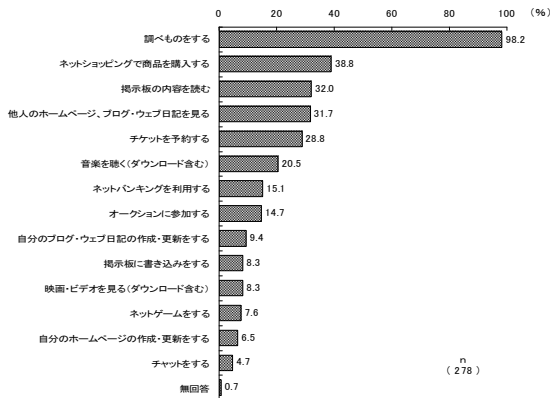
図表 1-5-1 インターネット利用状況



(6) インターネットを利用してのもの

問3-1 どのようなことに利用していますか。（〇はいくつでも）

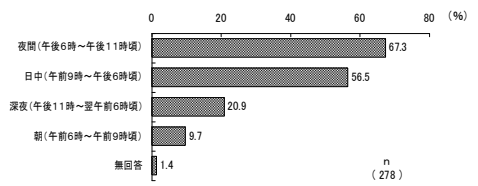
図表 1-6-1 インターネットを利用してのもの



(7) インターネットの利用時間帯

問3-2 休日を除く普段の日に、インターネットを利用する時間帯はいつですか。（〇はいくつでも）

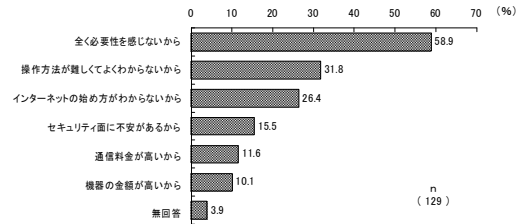
図表 1-7-1 インターネットの利用時間帯



(8) インターネットを利用しない理由

問3-3 利用していない理由は何ですか。（〇はいくつでも）

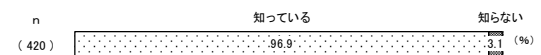
図表 1-8-1 インターネットを利用しない理由



(9) アナログ放送終了の周知度

問4 あなたは、2011年7月24日までに現在のアナログ放送が終了し、アナログ放送対応テレビではテレビが視聴できなくなることを知っていますか。（〇は1つ）

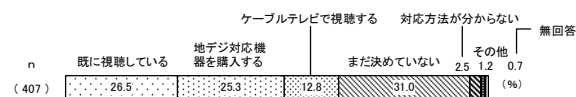
図表 1-9-1 アナログ放送終了の周知度



(10) 地上デジタル放送を視聴するための対応方法

問4-1 地上デジタル放送（地デジ）を視聴するためにどのように対応する予定ですか。（〇は1つ）

図表 1-10-1 地上デジタル放送を視聴するための対応方法

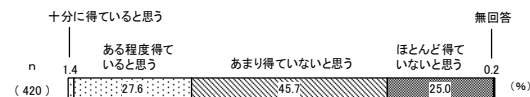


2 行政情報について

(1) 柏市の事業や施策についてどの程度情報を得ているか

問5 あなたは、日ごろ、柏市が行っている事業や施策について、どの程度情報を得ていると思いますか。（〇は1つ）

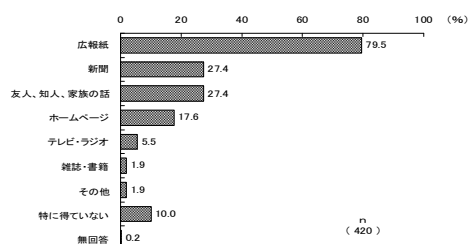
図表 2-1-1 柏市の事業や施策についてどの程度情報を得ているか



(2) 柏市の情報を得るために利用しているもの

問6 あなたが柏市の情報を得るために利用しているものは何ですか。（〇はいくつでも）

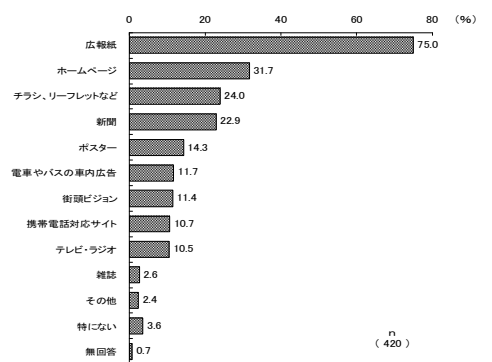
図表 2-2-1 柏市の情報を得るために利用しているもの



(3) 柏市の情報を得る上で力を入れてほしい媒体

問7 今後、柏市の情報を得る上で、力を入れてほしい媒体はどれですか。（〇はいくつでも）

図表 2-3-1 柏市の情報を得る上で力を入れてほしい媒体

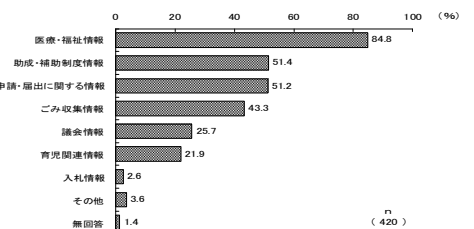


(4) 必要としている行政情報・地域情報

問8 あなたは、どのような行政情報・地域情報を必要としていますか。（1）から（5）までそれぞれいくつでもお答えください。（〇はいくつでも）

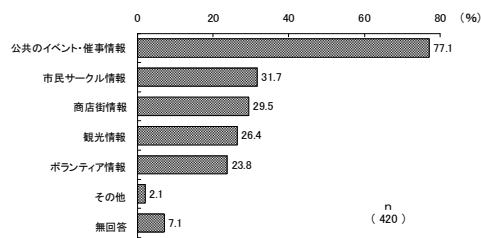
(1) 行政情報

図表 2-4-1 必要としている行政情報



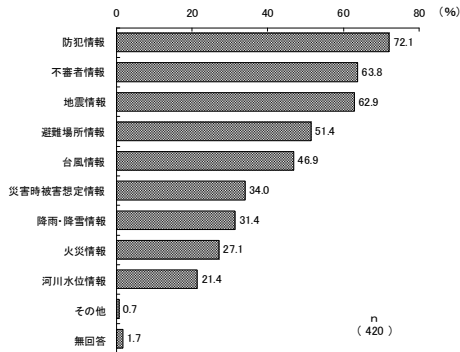
(2) 地域情報

図表 2-4-4 必要としている地域情報



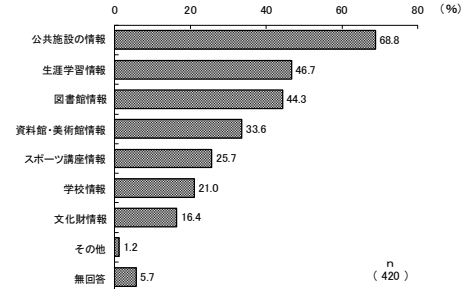
(3) 防災・防犯対策情報

図表 2-4-7 必要としている防災・防犯対策情報



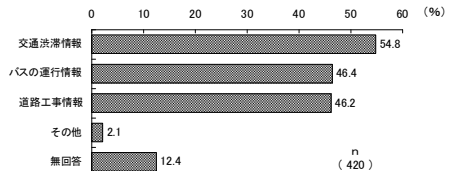
(4) 教育・文化関連情報

図表 2-4-10 必要としている教育・文化関連情報



(5) 交通関連情報

図表 2-4-13 必要としている交通関連情報

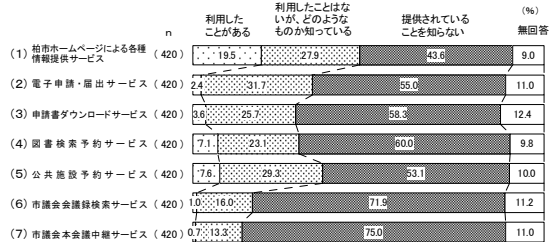


3 情報施策について

(1) 柏市の電子的な行政サービスの利用状況

問 9 現在、柏市では次のような電子的な行政サービスを提供しています。あなたは、次のサービスを利用されたことがありますか。(○は各項目1つだけ)

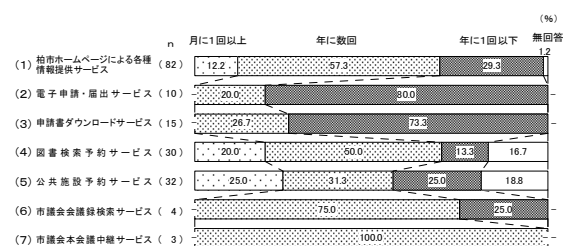
図表 3-1-1 柏市の電子的な行政サービスの利用状況



(2) 電子的な行政サービスの利用頻度

問 9-1 これらのサービスをどの程度利用されているでしょうか。(○は各項目1つだけ)

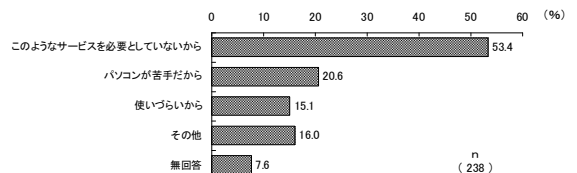
図表 3-2-1 電子的な行政サービスの利用頻度



(3) 電子的な行政サービスを利用していない理由

問 9-2 利用していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

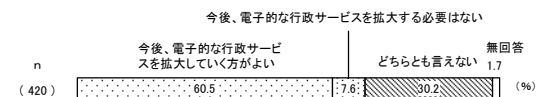
図表 3-3-1 電子的な行政サービスを利用していない理由



(4) 電子的な行政サービスを推進させるべきかどうか

問 10 現在柏市では、電子的な行政サービスの推進に取り組んでおります。このことにより24時間いつでも自宅や職場からインターネットなどを通じて申請や届出ができ、また、行政情報を入力したり、サービスを利用できるようになるなど、利便性の向上を目指しております。今後も電子的な行政サービスを推進させていくことについてどのように思いますか。(○は1つ)

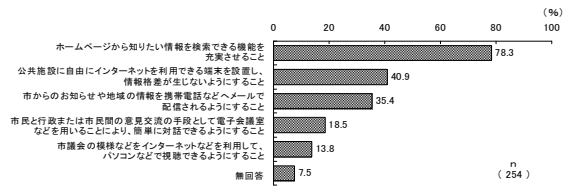
図表 3-4-1 電子的な行政サービスを推進させるべきかどうか



(5) 柏市に必要なと思われる電子的なサービス

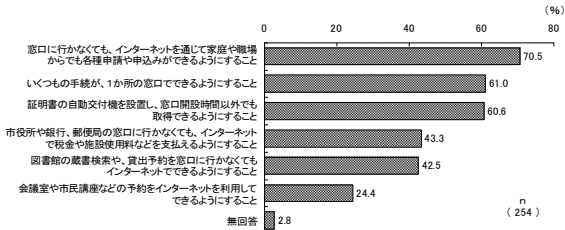
(1) 情報提供の推進

図表 3-5-1 情報提供の推進



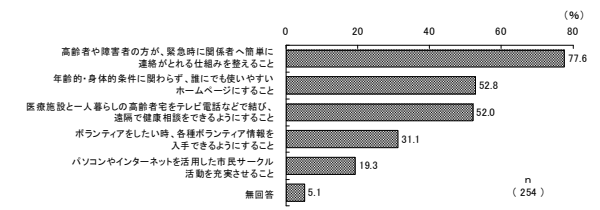
(2) 各種申請・手続の利便性

図表 3-5-2 各種申請・手続の利便性



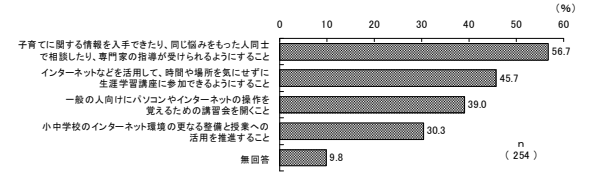
(3) 福祉・市民活動の充実

図表 3-5-3 福祉・市民活動の充実



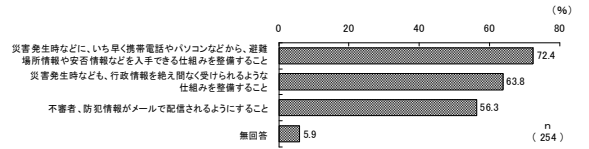
(4) 育児・教育の充実

図表 3-5-4 育児・教育の充実



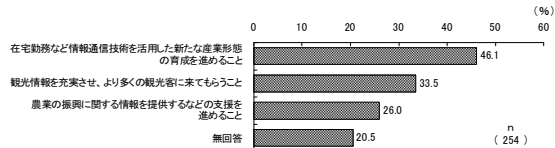
(5) 安全・安心の促進

図表 3-5-5 安全・安心の促進



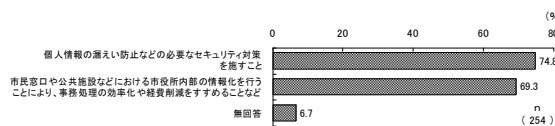
(6) 産業の活性化

図表 3-5-6 産業の活性化



(7) 庁内業務の効率化／個人情報保護・セキュリティ対策

図表 3-5-7 庁内業務の効率化／個人情報保護・セキュリティ対策

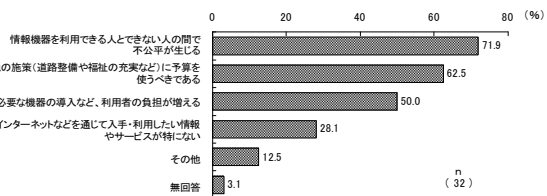


(6) 電子的な行政サービスを拡大する必要性がないと思う理由

問 10-2 電子的な行政サービスを拡大する必要性はないと思う理由は何ですか。

(○はいくつでも)

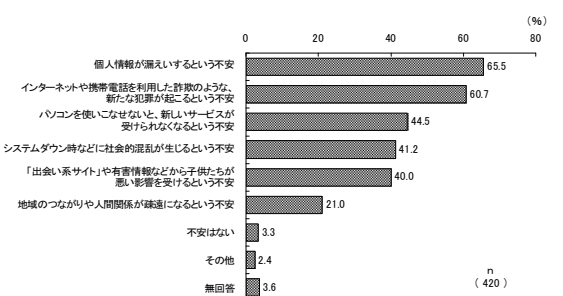
図表 3-6-1 電子的な行政サービスを拡大する必要性がないと思う理由



(7) 情報化が進展するに伴う不安内容

問 11 今後、情報化はさらに進展すると思われますが、不安なことはあるでしょうか。(○はいくつでも)

図表 3-7-1 情報化が進展するに伴う不安内容



IV 情報化基本計画策定プロジェクトチーム

No.	部 名	所 属 名	氏 名
1	総務部	人事課	込 山 浩 良
2	企画部	ホームタウン推進室	松 澤 元
3	財政部	収納課	工 藤 哲
4	市民生活部	市民活動推進課	小 野 健一郎
5		市民課	清 水 純 子
6		柏駅前行政サービスセンター	小 出 深 雪
7		柏駅前行政サービスセンター	中 村 裕 子
8	保健福祉部	高齢者支援課	島 澤 智 宏
9	児童家庭部	保育課	畔 上 善 昭
10		こどもルーム担当室	野 原 孝
11	環境部	廃棄物政策課	石名坂 賢 一
12	経済産業部	商工課	福 島 浩 光
13	都市計画部	北部整備課	伊 藤 芳 明
14	都市緑政部	公園緑政課	小 川 靖 史
15	土木部	下水道整備課	市 原 広 己
16	生涯学習部	教育総務課	橋 爪 秀 直
17	学校教育部	教育研究所	和 田 俊 彦
18	消防局	企画統制課	長 柄 昌 克
19		指令センター	伏 見 弘
20	事務局	情報政策課	鶴 克 廣
21		情報政策課	富 沢 裕 一
22		情報政策課	本 郷 哲 由
23		情報政策課	柴 本 悟
24		情報政策課	畝 山 英 晴
25		情報政策課	菊 地 政 則
26		情報政策課	荒 川 満

編集
発行

庁内情報化基本計画作成プロジェクトチーム
柏市企画部情報政策課